

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		療養費の支給
根拠法令及び条項		国民健康保険法第54条第1項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村及び組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 「国民健康保険法施行事務の取扱いについて（昭34.1.27 保発第4号保険局長から各都道府県知事あて通知のうち）」による
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成31年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）